

クロスメディア所有の在り方に関しこれまで出された主な意見

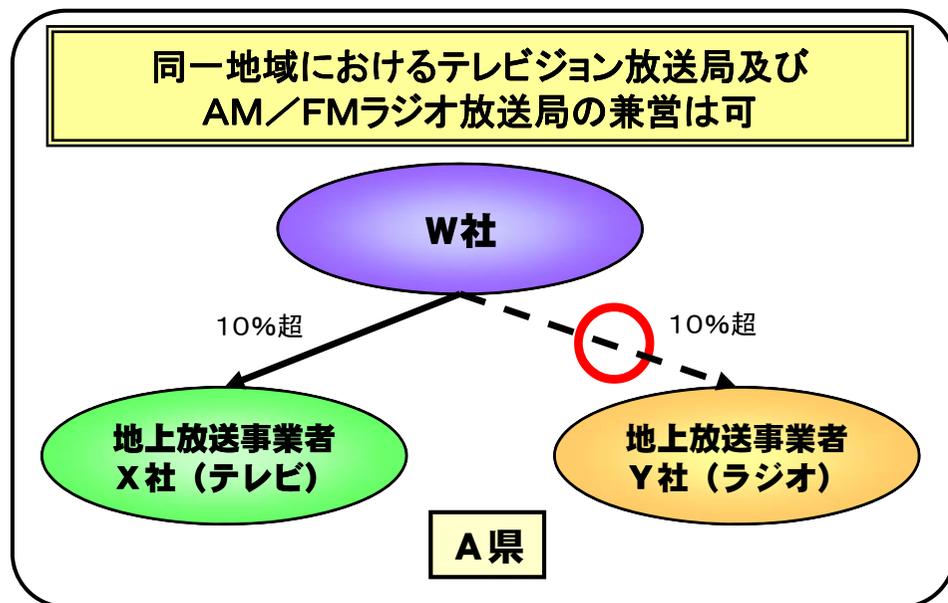
- クロスメディア所有規制の在り方について、今日的視点から、我が国の現行ルールが言論の多元性を確保する上で十分に機能しているか否かを検証し、見直す必要がないか検討していただきたい。
- （テレビ局としては、）創業当初は新聞に「育てていただいた」が、現在は自立していると認識。
- 3事業支配の原則禁止規定は、強化ではなく撤廃すべき。規定制定後、CATV、BS、CS、インターネットといった新たなメディアが登場・普及し、さらにフリーペーパーやコミュニティFM局等も増加している状況に鑑みれば、規定を撤廃しても、情報の多様性・多元性・地域性が損なわれることはない。
- フリーペーパーやコミュニティFMの存在をクロスメディア規制撤廃の論拠とするのは次元が違う。
- 新聞社や放送局が、厳しい経営状況下で今後も公共的・文化的使命を果たしていくには、経営の安定が不可欠。更なる連携の強化を可能とする制度整備が必要。

クロスメディア所有に関して ～いわゆる「三事業支配の禁止」の現状～

- マスメディア集中排除原則(※)の例外として、同一地域におけるテレビジョン放送局及びAM／FMラジオ放送局の兼営は可
- ただし、テレビジョン放送、AM／FMラジオ放送、新聞の三事業支配は原則禁止

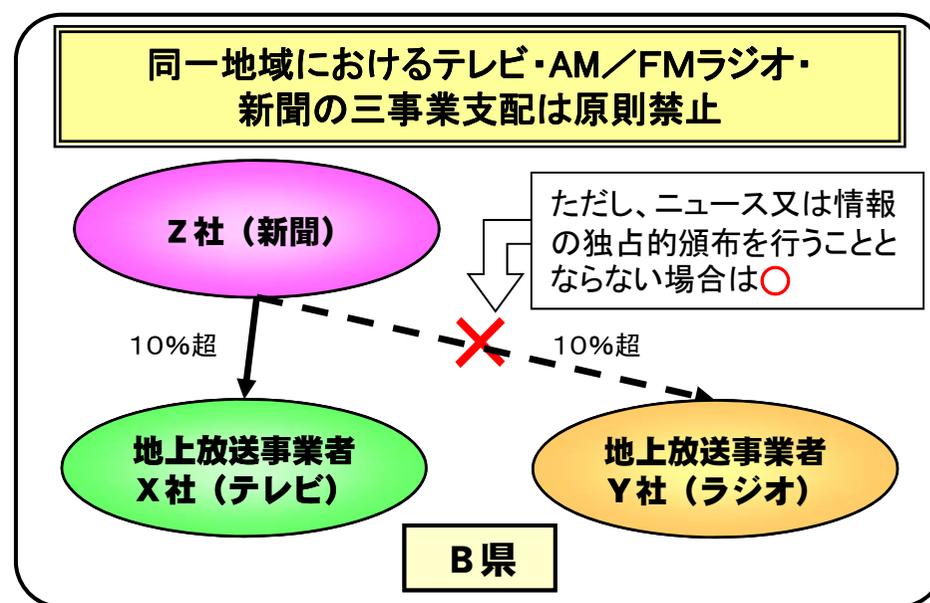
※放送による表現の自由ができるだけ多くの者によって享有されるようにするため、一の者が支配可能な放送事業者の数を制限。

AM／FMラジオ放送局とテレビジョン放送局の兼営の例



A県において、テレビジョン放送局であるX社を支配しているW社は、AM／FMラジオ放送局であるY社を支配できる。

三事業支配の例



B県において、テレビジョン放送局であるX社を支配しているZ新聞社は、AM／FMラジオ放送局であるY社を原則支配できない。

(参考)第174回国会提出の放送法等の一部を改正する法律案(審議未了により廃案)における検討条項
附則
(検討)

第十四条 政府は、この法律の施行後三年以内に、新放送法第九十三条第一項第四号及び第二項に定める基幹放送の業務に係る認定の要件その他の表現の自由ができるだけ多くの者によって享有されるようにするための制度の在り方について、放送の健全な発達を図り、国民にその効用をもたらすことを保障する観点から、新聞社、通信社その他のニュース又は情報の頒布を業とする事業者と新放送法第二条第二十三号に規定する基幹放送事業者との関係の在り方を含めて検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。